

## 《社会あるところ、法あり》

小 暮 得 雄

◇…春あさい某日、片雲の風に誘われて、美唄の宮島沼にあそぶ。名にしおう野鳥の天国とあって、マガンやヒシクイ、オオハクチョウなど、優に三万羽をこえる鳥たちが群れ集い、まことに壮観である。夕ぐれどきともなると、天から降って湧いたような大編隊が、クランク状や逆V字型の隊列を組んで、空を舞う。目を凝らせば、鳥たちの位置には程よい間隔と段差があって、どの鳥も視界を遮ぎられることがなく、仲間の風圧をもろに受けることもない。何と合理的な飛び方だろう。これが自然界の秩序というものだろうか。感に堪えて見ていると、やがて、かりがねの一団ははるばると沈んで、それぞれのテリトリーに着水した。

◇…残念ながら、万物の霊長である人間は、すでに太古のむかし、かくも美事な自然の秩序原理を失ってしまった。人間はその才智と強い自我のゆえに、たえまのない競争あいや確執、葛藤を招くことになる。こんな状態を、ある学者は“万人の万人に対する争い”と表現した。人類にとっての幸いは、そんな気の滅いるような状態から脱却する知恵を人が併せもっていたことであろう。人は孤ならず、つねに社会をつくり、社会はおのずから規範を生む。“社会あるところ法あり”という法格言は、その辺の消息を指している。

◇…人の生活圏の拡大にともない、野生の領域はしだいにせばめられてゆく。それは、いいかえれば、人間界を律する法の領域と、野生を支配する自然の秩序原理との摩擦、として扱われるであろう。両者が相剋するとき、法は自然の秩序を支配し、自己の論理にしたがって、これを管理しようとする。とはいえ、かりにも野生との共存を唱えるのであれば、自然を法体系の中に抱えこんで、一方的に屈従を強いることは許されない。人間だけが地球の主人公ではないのだから……。

◇…じつは、法の領域にも、古くから<自然法>という概念があった。それは人間をとりまく自然界についての法ではなく、時と所をこえた永久にして普遍的な法を意味している。たとえば“人を殺すなかれ”という規範は典型的な自然法と考えられてきたが、戦乱や抗争に明け暮れる世界の現状をみると、ほんとうにそんな不変の法があるのかは、かなり疑わしい。いま、求められているものは、自然の摂理に学びながら、賢明に自然と共生する、ことばの真の意味での“自然”法であろう。

◇…やがて水温むころ、沼を埋めた鳥の大群は、はるか北帰行へと旅だつ。いったい、誰がその時機をきめるのだろうか？ たまたま視聴したクイズ番組の解説によれば、血気盛んな若鳥の向うみずな“一翮”が、そのきっかけになるという。自然の秩序がこんなハブニングに促されて形づくられるところが、実におもしろい。

こぐれ とくお

本協会会長、北大法学部教授。専攻は刑事法学。深い森が好きで、折にふれて野幌原始林の散策を楽しむ。ほかに、日本自然保護協会評議員、オホーツク自然の村評議員長など。